



2026年3月6日

各 位

会社名 unbanked株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安達 哲也  
(コード：8746 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 七條 利明  
電話番号 03-6456-2670(代表)

## 再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2026年3月2日付「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」(※)にてお知らせのとおり、調査委員会の調査結果、発生の原因分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、当社が取り組む再発防止策を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者には多大なご迷惑、ご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。今後、再発防止策を着実に実行し、信頼回復に向けて尽力してまいります。

※2026年3月4日付で、「(差替)「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のファイル差替について」を開示しております。

### 記

#### 1. 原因の分析

調査委員会が、金地金取引(以下、「本件取引」といいます。)における売上債権の未回収が発生した原因と認めた内容は以下のとおりです。

- 1 新株主に関する事実確認等を行わないまま本件取引を実施したこと
- 2 取引開始にあたり取引先の実態に関する事前確認が不十分であったこと
- 3 取引開始後、c社の与信について懸念を持つ契機となる事象が生じていたにもかかわらず、信用調査等を行わないまま本件取引を継続したこと
- 4 取締役会に十分な情報が提供されていないこと

#### 2. 再発防止策の概要

本件取引における売上債権の未回収が発生した原因に基づき、再発を防止するための調査委員会による提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を策定いたしました。なお、今後は未回収が発生したスクラップ品の金地金取引を一切行わず、掛け取引につきましては、取締役会で承認を受けた特定の業者(当社取扱い国内ブランドの金地金精錬会社等)に限定し、投資目的の一般顧客との掛け取引は行わない方針です。

##### (1) 株主とのコミュニケーションの実質化とガバナンスの強化

売上債権の未回収が発生した根本原因は「実態が何ら明らかになっていないまま筆頭株主というだけでAkatsukiを信用したこと」と結論付けられていることから、主要株主(総議決権数の10%以上保有する株主)が新たに現れた場合、過度な付度や盲信を排除し、対等かつ透明性の高い関係を構築するため、以下の仕組みと体制を整備します。

### ①主要株主の実態調査

- ・内部監査室とコンプライアンス部が連携し、外部調査機関による調査等により、主要株主及びその実質的支配者を可能な限り把握し、取締役会で共有する。
- ・株主属性の不透明さを排除するため、実質的支配者に対し、対話を通じて株式の保有目的を確認する。

### ②株主から提案を受けた取引に対する意思決定プロセスの見直し

- ・株主及びその実質的支配者から提案を受けた取引については、それが「法令や税務・会計上の大きなリスクを抱えていないか」「中長期的な企業価値向上に資するか」等を経営会議で多面的に検証し、その検証結果を取締役に報告する。
- ・株主から提案を受けた取引を実行するか否の最終的な意思決定は、すべての案件において取締役会で行う。

### ③経営陣の意識改革研修の実施

- ・監査等委員である社外取締役を含む全取締役に対し、株主との対話の重要性と、特定の株主の利益が会社全体の利益に反する場合の法的責任（善管注意義務）についての研修を定期的実施する。

## (2) 社内規程の周知徹底と実効的な与信管理体制の再構築

社内規程の周知徹底と、形骸化していた与信管理規程を「現場で機能する与信管理規程」へと是正するため、以下の措置を講じます。

### ①社内規程の周知徹底と継続的な見直し

- ・各種規程の周知徹底を図るため、社内情報共有ツールの目立つ箇所に、規程一覧表と規程集フォルダのリンクを掲載する。
- ・定期的にコンプライアンス研修を実施し、毎回の研修時に1規程ごとに内容と運用実態を確認し合い、相違があれば適宜是正する。
- ・是正した場合、その後の運用状況を内部監査室が点検する。

### ②実効的な与信管理体制の再構築

与信管理規程を当社の業に即したものに改訂し、以下の内容を含む具体的な運用ルールを定めた与信管理マニュアルも同時に策定する。

- ・売掛金が発生する取引案件が持ち込まれた場合、取引開始前に取引先候補の実態調査（法人の実在性、現地確認、業としての稼働状況、必要に応じて外部調査機関を利用）を必ず実施する。
- ・取引先の調査結果を取締役に報告し、取締役会において取引の可否について最終的な意思決定を行う。
- ・取引開始後、売掛金の回収が完了するまでは原則、次回の取引を行わない。また、与信状況に懸念が生じた場合も同様の措置をとった上で、取締役会へ即座に報告し対応方針を協議する。

## (3) 取締役会における議論の実質化と社外取締役による監視機能の強化

取締役会に対し十分な情報が提供されていないという指摘を踏まえ、以下の措置を講じます。

### ①網羅的な情報共有

- ・月次の業績報告にとどまらず、リスク要因となり得る事象についても取締役会において網羅的に情報共有し、その対策について協議する。
- ・取締役が重要なリスクと判断した事象については、取締役が直接コンプライアンス委員会に対し対応策の意見を求め、その結果を取締役に報告し対応策を協議する。
- ・外部機関による取締役会の実効性評価を毎年継続的に実施し、運営上の問題点を洗い出し、その結果を取締役にフィードバックする。

### ②社外取締役による監視機能の強化

- ・社外取締役に対し、稟議システム、情報共有ツール、社内ネットワークへのアクセス（閲覧）権を開放し、

事業運営の状況が随時把握できる環境を整備する。

- 取締役会決議事項については、稟議システムの承認ルートに社外取締役を加える。

以 上